

予備試験

令和3年予備試験 論文式試験分析会
行政法・刑事訴訟法 講師レジュメ
【矢島 純一 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 216386

LU21638

【無料公開講座】

令和3年度 予備試験 分析会（行政法・刑事訴訟法）
講師レジュメ

・はじめに

今回は、令和3年度に実施された予備試験の論文式試験のうち、行政法と刑事訴訟法の問題を題材にして、各科目の基本知識や予備試験や司法試験の過去問を踏まえて、試験本番で現場思考をして最低限の合格答案を作成する思考方法のポイントを探求していくことにします。この講座は、後日発表される出題の趣旨に完璧に適合する答案作成ではなく、論文試験の合格に必要な最低限の基本知識を修得している受験生が試験の現場でなんとか作成できる答案がどの程度のものなのかを分析することを目的にしています。

なお、この講師レジュメの他に、LECスタッフ作成の答案が配布されることになっていますが、基本的にはこの講師レジュメを中心に講義をすすめていきます。LECスタッフ作成の答案について、私は作成過程に一切関与していないので、どのような理由からそのような答案を作成したのかは分からないのですが、時間に余裕があれば、LECスタッフ作成の答案のどの部分をどうすれば本番の試験でよい評価が得られるようになるかについて言及しようと思っています。

令和3年（2021年）7月31日（土）

LEC専任講師 矢島純一

*今回の無料公開講座で配布する冊子

- ・この講師レジュメ
- ・LECスタッフ作成の答案（別冊）

行政法

1 行政法の問題文（下線や太字で装飾したもの）

Aは、B県知事から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の4第1項に基づき、特別管理産業廃棄物に該当するポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）について収集運搬業（積替え・保管を除く。）の許可を受けている特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「**収集運搬業者**」という。）である。PCB廃棄物の収集運搬業においては、積替え・保管が認められると、事業者から収集したPCB廃棄物が収納された容器を運搬車から一度下ろし、一時的に積替え・保管施設内で保管し、それを集積した後、まとめて別の大型運搬車で処理施設まで運搬することができるので効率的な輸送が可能となる。しかし、Aは、積替え・保管ができないため、事業者から排出されたPCB廃棄物の収集量が少なく運搬車の積載量に空きがあっても、遠隔地にある処理施設までそのまま運搬しなければならず、輸送効率がかかなり悪かった。そこで、**Aは、自らが積替え・保管施設を建設してPCB廃棄物の積替え・保管を含めた収集運搬業を行うことで輸送効率を上げようと考えた。同時に、Aは、Aが建設する積替え・保管施設においては、他の収集運搬業者によるPCB廃棄物の搬入・搬出（以下「他者搬入・搬出」という。）も行えるようにすることで事業をより効率化しようと考えた。Aは、B県担当者に対し、前記積替え・保管施設の建設に関し、他者搬入・搬出も目的としていることを明確に伝えた上でB県の関係する要綱等に従って複数回にわたり事前協議を行い、B県内のAの所有地に高額な費用を投じ、各種規制に適合する相当規模の積替え・保管施設を設置した。B県知事は、以上の事前協議事項についてB県担当課による審査を経て、Aに対し、**適当と認める旨の協議終了通知**を送付した。その後、Aは、令和3年3月1日、PCB廃棄物の積替え・保管を含めた収集運搬業を行うことができるように、法第14条の5第1項による事業範囲の変更許可の申請（以下「**本件申請**」という。）をした。なお、本件申請に係る書類には、他者搬入・搬出に関する記載は必要とされていなかった。**

B県知事は、令和3年6月21日、本件申請に係る変更許可（以下「**本件許可**」という。）をしたが、「積替え・保管施設への搬入は、**自ら行うこと**。また、当該施設からの搬出も、**自ら行うこと**。」という条件（以下「**本件条件**」という。）を付した。このような内容の条件を付した背景には、**他者搬入・搬出**をしていた別の収集運搬業者の**積替え・保管施設**において、**保管量の増加と保管期間の長期化**によりPCB廃棄物等の飛散、流出、異物混入などの**不適正事例**が発覚し、**社会問題化**していたことがあった。そこで、**B県知事は、特別管理産業廃棄物の性状等を踏まえ、他者搬入・搬出**によって収集・運搬に関する**責任の所在が不明確**となること、廃棄物の飛散、流出、異物混入などのおそれがあること等を考慮して、**本件申請直前に従来の運用を変更**することとし、**本件許可に当たり、B県で初めて本件条件を付することになった。**

本件条件は法第14条の5第2項及び第14条の4第11項に基づくものであった。しかし、

Aは、近隣の県では本件条件のような内容の条件は付されていないのに、B県においてのみ本件条件が付された結果、当初予定していた事業の効率化が著しく阻害されると考えている。また、Aは、本件条件が付されることについて、事前連絡を受けておらず、事前協議が無に帰してしまい裏切られたとの思いから、強い不満を持っている。

以上を前提として、以下の設問に答えなさい。

なお、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）の抜粋を【資料】として掲げるので、適宜参照しなさい。

〔設問1〕

本件条件に不満を持つAは、どのような訴訟を提起すべきか。まず、本件条件の法的性質を明らかにし、次に、行政事件訴訟法第3条第2項に定める取消訴訟について、考えられる取消しの対象を2つ挙げ、それぞれの取消判決の効力を踏まえて検討しなさい。なお、解答に当たっては、本件許可が処分^①に当たることを前提^②にしなさい。また、取消訴訟以外の訴訟及び仮の救済について検討する必要はない。

〔設問2〕

Aは、取消訴訟において、本件条件の違法性^③についてどのような主張^④をすべきか。想定されるB県の反論^⑤を踏まえて検討しなさい。なお、本件申請の内容は、法施行規則第10条の13等の各種基準^⑥に適合していることを前提^⑦にしなさい。また、行政手続法上の問題^⑧について検討する必要はない。

【資料】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを**目的**とする。

（定義）

第2条 1～4 （略）

5 この法律において「**特別管理産業廃棄物**」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の**人の健康又は生活環境に係る被害**を生ずるおそれがある性状を有するもの（中略）をいう。

6 （略）

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 （略）

2 都道府県は、（中略）当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3～4 （略）

（特別管理産業廃棄物処理業）

第14条の4 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、特別管理産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の**許可**を受けなければならない。（以下略）

2～4 （略）

5 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の**許可**をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして**環境省令で定める基準**に適合するものであること。

二 （略）

6～10 （略）

11 第1項（中略）の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12～14 （略）

15 特別管理産業廃棄物収集運搬業者（中略）以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を（中略）受託してはならない。

16～18 （略）

Aが無条件の許可を受ける利益と対立する利益が何かを理解するためのヒントに使える。

(変更の許可等)

第14条の5 特別管理産業廃棄物収集運搬業者(中略)は、その特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について(中略) 準用する。

3～5 (略)

設問2は、本件申請の内容は規則10条の13等の各種基準に適合していることを前提に解答することが求められている。→ Aがこれだけの基準を充足する積替施設を有していることや、他の運搬業者自身もこれだけの基準を充足する運搬車や運搬容器その他の運搬施設を有しているのであれば、本件条件がなくても、法2条5項等が保護しようとしている人の健康又は生活環境に係る被害を防止するとう利益が害されないため、本件条件は不必要で不合理なのではないか? →平等原則違反の不合理性、あるいは比例原則違反などを理由に違法性を主張できそう。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)(抜粋)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第10条の13 法第14条の4第5項第1号(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ～ホ (略)

へ 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。

ロ (略)

ハ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

2 行政法の出題の分析

・おまけ

PCBは、無色透明で化学的に安定で、耐熱性、絶縁性や非水溶性など優れた性質を持っていたため変圧器やコンデンサ・安定器などの電気機器用絶縁油や感圧紙、塗料、印刷インキの溶剤などに、幅広く利用されました。PCBは、生体内にたやすく取り込まれしかも残留性が高く、皮膚障害などの慢性毒性が認められます。【東京都のウェブページから引用】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/polychlorinated.html

(1) 設問1の分析

・設問1の形式の確認

〔設問1〕本件条件に不満を持つAは、どのような訴訟を提起すべきか。まず、**本件条件の法的性質**を明らかにし、次に、行政事件訴訟法第3条第2項に定める取消訴訟について、考えられる取消しの対象を2つ挙げ、それぞれの取消判決の効力を踏まえて検討しなさい。なお、解答に当たっては、本件許可が**処分**に当たることを**前提**にしなさい。また、取消訴訟以外の訴訟及び仮の救済について検討する必要はない。

ア 本件条件の法的性質

・本件条件

B県知事は、本件申請に係る変更許可（「**本件許可**」）をしたが、「積替え・保管施設への搬入は、**自ら行うこと**。また、当該施設からの搬出も、**自ら行うこと**。」という条件（「**本件条件**」）を付した（根拠法令は法14条の5第2項が準用する法14条の4第1項）。

- ・検討 → 附款とは、基本書によってその定義に多少のばらつきがあるが、許認可等の行政行為の本体たる法効果の内容に付加された付随的内容といわれることがある。本問のように法令に根拠がある附款は、法定附款といわれることもある。また、附款の中でも、行政行為の本体的内容が生じていることを前提に付加的な義務（作為義務・不作為義務）を課するものを、講学上（学問上）、「負担」という。なお、「負担」は、実定法上、「条件」と表記されることが多い。

本件条件は、申請者が積替え・保管等を行うことができるようになるという本件許可の本来の効果が発生していることを前提に、積替え等は自ら行うこととする作為義務を課すことで付加的な義務を課すものといえる。このことから、本件条件

の法的性質は、附款の中でも負担に当たるものといえる。

イ 取消しの対象2つと取消判決の効力を踏まえた検討

(ア) 取消しの対象その1 →本件条件

→本件条件について取消判決が確定すると、本件許可のうち本件条件の部分が遡及的に無効となり、本件条件が付されていない本件許可の効力だけが残ることになる。

この場合、Aは、当初予定していたとおり、他の業者に搬入・搬出をさせることを前提に、積替え・保管をすることができるようになる。

(イ) 取消しの対象その2 →本件許可

→本件許可について取消判決が確定すると、許可そのものが遡及的に無効となり、Aは、積替え・保管をすることができなくなる。Aが、再度、許可の申請をすれば、処分庁は取消判決の拘束力（行訴法33条1項）により、取消判決の趣旨を踏まえて本件条件がない無条件の許可をすることになろう。ただし、Aは、再度の許可がされるまで積替え・保管等を行うことができなくなる点で、Aに不利益となる。

(ウ) まとめ

→以上より、本件条件だけの取消しを求める方がAに有利なので、Aは、本件条件につき取消訴訟を提起すべきである。

- ・なお、附款だけの取消しを求められるかも論点になりうるどころ、一般的に、附款と処分本体が分離可能であれば、附款のみの取消しを求められると解されている。本間においては、本件許可がなされれば、申請者が求める積替え・保管等を行うことができるため、本件条件は本件許可から分離可能なものと理解することができる。本間の設問の形式から、この論点の論述が求められているかは明確ではないため、時間がなければ論述を省略すればよいし、論述するにしても大展開しない方がよさそうである。

(2) 設問2の分析

・設問2の形式の確認

〔設問2〕Aは、取消訴訟において、本件条件の違法性についてどのような主張をすべきか。想定されるB県の反論を踏まえて検討しなさい。なお、本件申請の内容は、法施行規則第10条の13等の各種基準に適合していることを前提にしなさい。また、行政手続法上の問題について検討する必要はない。

・問題文のヒント Aの主張に着目

〔Aの主張その①〕Aは、近隣の県では本件条件のような内容の条件は付されていないのに、B県においてのみ本件条件が付された結果、当初予定していた事業の効率化が著しく阻害されると考えている。

→Aは、近隣の県と比較して、B県においてのみ本件条件が付されたことに不満を抱いていることが分かる。この点について、試験本番の現場思考としては、Aは平等原則違反の違法があると主張していると分析することができるように思われる【Aの主張の概要として答案に指摘する事項】。このAの主張に対して、B県の立場から、他の県と異なる取扱いをすることに合理的な理由があるため違法にならないと反論することを想定し【想定されるB県の反論として指摘する事項】、その合理的な理由の有無を本問の問題文に添付された個別法令の趣旨目的を踏まえた解釈しながら検討して、Aがなすべき主張を立論すれば、最低限度の答案が作れるように思える【B県の反論を踏まえた上でAがなすべき主張の立論】。

→本件条件について、本問の差別的取扱いを正当化するだけの合理的な根拠があるか否かを検討する際は、Aが本件条件なしの許可を受けられる利益と、その対立利益となる人の健康又は生活環境に係る被害を防止するという利益(法2条5項)とを利益衡量することになる。その際、設問2の問題文に、Aがなした本件申請の内容が規則10条の13等の各種基準に適合しているとあることを考慮すると、出題者の意図する答案を作りやすいものと思われる。Aの施設はこうした規則所定の厳格な基準に適合しているということや、Aの施設において搬入・搬出をする業者も規則所定の厳格な基準を充足していることが前提になると考えられることを考慮すると、本件条件がなくても、前記対立利益が侵害される危険性はく、本件の差別的取扱いを正当化できるだけの合理的な理由がないものとして、本件条件は違法であると立論するのも1つの手なのではなからうか。

なお、設問2は、Aがなすべき主張の検討が求められているので、B県側にたって本件条件が適法だと結論を示してはいけない。

〔Aの主張その②〕 Aは、本件条件が付されることについて、事前連絡を受けておらず、事前協議が無に帰してしまい裏切られたとの思いから、強い不満を持っている。

→Aのこの主張につき、試験本番の現場思考で処理するという観点からは、**平成27年度の予備試験**の論文試験の設問2の題材となった判例を参考に処理することが考えられる（**最高裁判所昭和62年10月30日第三小法廷判決**）。この判例の考え方を、今回の設問に使えるように調整すると、要するに、行政庁が信頼の対象となる公的見解を表示した場合において、その表示を信頼して行動した者に帰責事由がなければ、行政庁がその信頼を裏切るようなことをすることは、信義則に反して違法になる余地はあるが、行政行為に信義則を適用する平等、公平を犠牲にしてもなお信頼保護をしなければ正義に反する特別の事情が存在する場合に限られるという趣旨の法的な**判断枠組み**を定立することができるのではないかとと思われる。

上記に関して、信頼の保護も必要であるが、一方で、法律による行政の原理から、明文がない信義則を行政行為に適用することは慎重であるべきとの考え方があるが、上記昭和62年判決もそのような考え方に基づくものとみられる。昭和62年判決や平成27年度の予備試験の問題については、各自、学習されたい。

さて、以上の理解を踏まえて、本問の答案構成としては、まず、Aとして、B県知事が事前協議の内容に矛盾する本件条件を付すことが信義則に反する違法になるとの主張を端的に指摘した上で【Aの主張の概要として答案に指摘する事項】、B県としては、他者搬入・搬出がされたことで積替え・保管施設で保管量の増加と保管期間の長期化によりPCB廃棄物等の飛散、流出、異物混入などの不適正事例が発覚し、社会問題化したため、責任の所在を明確にして不正を防止するために本件条件を付す利益がAの信頼を保護する必要性を上回るため、信義則違反はないと反論することが考えられる【想定されるB県の反論として指摘する事項】。B県の反論を踏まえて、Aがなすべき主張の検討をすることになるが、その際、前記判例を参考にして判断枠組みを提示した上で、Aがなすべき主張を立論していくことになる。その際は、問題文に登場する次の事情を用いるとよい【B県の反論を踏まえた上でAがなすべき主張の立論】。

- ・ Aは、B県担当者に対し、積替え・保管施設の建設に関し、他者搬入・搬出も目的としていることを明確に伝えた上でB県の関係する要綱等に従って複数回にわたり事前協議を行い、B県内のAの所有地に高額な費用を投じ、各種規制に適合する相当規模の積替え・保管施設を設置した。
- ・ B県知事は、以上の事前協議事項についてB県担当課による審査を経て、Aに対し、適当と認める旨の協議終了通知を送付した。その後、Aは、本件申請をした。なお、本件申請に係る書類には、他者搬入・搬出に関する記載は必要とされていなかった。

刑事訴訟法

1 刑事訴訟法の**問題文**（下線や太字で装飾したもの）

注：問題文のうち、装飾前から下線が付されていた箇所については、装飾のために下線を付加した部分と区別するために、特に太い下線を付した

次の【事例】を読んで、後記〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

令和2年10月2日**午後2時頃**、H県I市所在のマンション内にあるV方に2名の男が侵入し、金品を物色中、帰宅したVと鉢合わせとなり、同男らのうち1名がナイフでVの腕を切り付けた上、もう1名がVの持っていたバッグを奪うという住居侵入、強盗傷人事件が発生した。Vは、犯人らが立ち去った後、直ちに110番通報し、同日午後2時20分頃、制服を着用したI署の司法警察員PとQがV方に到着した。Pらは、Vから、犯人らの特徴と奪われたバッグの特徴を聞き出した上、管理人に依頼して同マンションの出入口の防犯カメラ画像を確認した。その結果、同日**午後2時1分頃**に犯人らと特徴の一致する2名の男が走り去っていく様子が映っており、そのうち1名は被害品と特徴の一致するバッグを所持していた。その後、Pらは、同男らの行方を捜した。

同日**午後4時頃**、Pらは、V方から直線距離で約5キロメートル離れた同市内の路上で、犯人らと特徴の一致する甲及びもう1名の男を発見した。その際、甲は、被害品と特徴の一致するバッグを持っていた。そこで、Pは、甲らに対し、「I署の者ですが、話を聞きたいので、ちょっといいですか。」と声をかけた。すると、甲らがいきなり逃げ出し、途中で二手に分かれたことから、Pらは、前記バッグを持っていた甲を追跡した。甲は、同バッグを投棄して逃走を続けたが、Pらは300メートルくらい走ったところで甲に追い付き、同日午後4時3分頃、①Pが甲を刑事訴訟法第212条第2項に基づき本件住居侵入、強盗傷人の被疑事実で逮捕した。もう1名の男は、発見には至らなかった。

甲は、同日午後4時30分頃からI署で開始された弁解録取手続において、本件の主任捜査官である司法警察員Rに対し、「私がV方で強盗をしてバッグを奪ったことは間違いない。ナイフでVを切り付けたのは、もう1人の男である。そのナイフは、警察に声をかけられる前に捨てた。捨てた場所は、地図で説明することはできないが、近くに行けば案内できると思う。」もう1人の男の名前などは言いたくない。」旨述べた。同日午後4時50分頃、弁解録取手続が終了し、Rは、直ちに甲にナイフの投棄場所を案内させて、ナイフの発見、押収及び甲を立会人としたその場所の実況見分を実施しようと考え、捜査員や車両の手配をした。

同日午後5時頃、出発しようとしたRに対し、甲の父親から甲の弁護人になるように依頼を受けたS弁護士から電話があり、同日午後5時30分から30分間甲と接見したい旨の申出があった。Rは、S弁護士が到着し、接見を終えてから出発したのでは、現場に到着する頃には辺りが暗くなることを見込まれていたことから、S弁護士に対し、今から甲に案内させた上で実況見分を実施する予定があるため接見は午後8時以降にしてほしい旨述べた。これに対し、S弁護士は、本日中だと前記30分間以外には接見の時間が取れず、翌日だと午前9時から接見の時間が取れるが、何とか本日中に接見したい旨述べた。Rは、引き続きS弁護士と協議を行うも、両者の意見は折り合わなかった。そのため、②Rは、S弁護士に対し、接見は翌日の午前9時以降にしてほしい旨伝えて通話を終えた上、予定どおり甲を連れて実況見分に向かった。それまでの間、甲は、弁護人及び弁護人となろうとする者のいずれとも接見していなかった。

〔設問1〕

①の逮捕の適法性について論じなさい。

〔設問2〕

②の措置の適法性について論じなさい。ただし、①の逮捕の適否が与える影響については論じなくてよい。

2 刑事訴訟法の出題の分析

(1) 設問1の分析

・設問1の問題文の形式の分析

〔設問1〕は「①の逮捕の適法性について論じなさい。」との形式となっており、①の内容として「①Pが甲を刑事訴訟法第212条第2項に基づき本件住居侵入、強盗傷人の被疑事実で逮捕した。」と記載されている。このことから、設問1では、212条2項の準現行犯逮捕の適法性が問われていることが分かる。

・準現行犯逮捕の適法性の判断枠組みの基本的な考え方については、平成25年度の司法試験の出題の趣旨や試験考査委員の採点実感で公表されているので、これらを意識した記載をすると、意識していない受験生と比べて、相対的に順位を上げられる。

・準現行犯逮捕の適法性の判断枠組みについて参考になる基本知識を以下に抜粋しておく。なお、こうした基本知識の学習は、矢島の速修インプット講座（2022年合格目標）の刑事訴訟法の科目で取り扱う。

・司法論文H25 設問1（出題の趣旨・抜粋）

現行犯人（同法第212条第1項）及び現行犯とみなされる者（同条第2項）が、裁判官の令状審査を経るまでもなく何人も逮捕状なくして逮捕することができるとされている理由は、逮捕を行う者が、いずれも逮捕時の状況から被逮捕者が特定の犯罪の犯人であることが明白であると判断できるからであり、犯人であることの判断の客観性が保障されているからである。準現行犯の場合には、現行犯のように「現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった」状況にはないから、「罪を行い終わってから間がない」という犯行との時間的接着に加えて、刑事訴訟法第212条第2項各号の要件により、犯罪と犯人の明白性の保障が図られている。

・司法論文H25設問1（採点実感・抜粋）

設問1の【逮捕①】では、準現行犯逮捕としての適法性について問われているのであるから、甲につき、平成25年2月1日午後10時頃にH公園で発生したVに対する殺人事件という特定の犯罪との関係で、刑事訴訟法第212条第2項各号の要件該当性を論じた上で、甲が「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる」（犯罪と犯人の明白性）という要件を満たすかについて論じることが求められている。ところが、同項各号の要件該当性の検討に先んじて犯罪と犯人の明白性の要件を論じたり、同項各号の要件該当性を犯罪と犯人の明白性の要件充足性を検討するための一要素として論じたりする等、同項の構造を理解していないと思われる答案が相当数見受けられた。

・準現行犯逮捕の**実体的要件の判断構造**

準現行犯逮捕が明白性があり誤認逮捕のおそれがないことを根拠に令状主義の例外として許容されている根拠を踏まえると、①特定の犯罪との関係における212条2項の各号の事由の該当性が認められること、及び、②犯行と逮捕との間の時間的場所的接着性から「罪を行い終わってから間がない」と認められることから〔①と②を踏まえて〕、③被逮捕者が犯人であることが誤認逮捕のおそれのないくらいに明白で「明らか」といえれば、無令状逮捕としての準現行犯逮捕は適法といえと解されている。

・参考

準現行犯の場合も「現行犯人とみなされるものである以上、通常の現行犯と同様に、犯罪と犯人の明白性が認められることが必要である。したがって、時間的近接性があり、前記の各号〔212条2項各号〕のどれかに該当すれば、当然に準現行犯と認められるわけではない。」「ここでも、通常の現行犯の場合と同様に、それらの事由の存在を前提として、時間的近接性、場所的近接性、その他の客観的事情を総合的に考慮して判断すべきことになる。」との指摘が参考になる（判例講座 刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕 川出敏裕 立花書房 65頁）。

メモ：212条2項各号のいずれかに該当すること、「罪を行い終わってから間がない（時間的近接性、その他明白性に影響する事情が考慮される）」といえることから、被逮捕者が特定の犯罪の犯人であることが誤認逮捕のおそれのないくらいに明白（「明らか」）といえれば、準現行犯逮捕は適法になる。

・要件① 212条2項各号の該当事由

212条2項各号の事由は、被逮捕者が特定の犯罪の犯人であることを推認できる事情を類型化したものである。1号から4号にいくにしたがって被逮捕者が特定の犯罪と犯人であることを推認させる力（推認力）が低下し、犯罪と犯人の明白性（嫌疑の明白性）が薄れる。そのため、各号の後ろの号に該当すればするほど、犯罪と犯人の明白性の判断は慎重にしなければならない。

- ・ 1号の「犯人として追呼されているとき」
- ・ 2号の「贓物〔ゾウブツ〕又は明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器〔凶器〕その他の物を所持しているとき」
- ・ 3号の「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」
- ・ 4号の「誰何〔スイカ〕されて逃走（誰かと呼ばれて逃走）しようとするとき」

・要件② 「間がない」 ～時間的接着性・場所的接着性

「間がない」との文言は、時間的接着性を意味することは明らかであるが、時間的接着性は、被逮捕者が特定の犯罪の犯人であることが明白であることを客観的に担保する趣旨から要求されているものであることから、時間的接着性に対応した場所的接着性も前記同様の趣旨から要求されていると解されている。判例も、「間がない」の要件について時間的接着性のみならず、場所的接着性も考慮してこの要件を検討している（**最決平 8.1.29**・和光大学内ゲバ事件）。

メモ：**論文試験**では、212条2項各号の要件に該当する事実があることを併せ考慮して、被逮捕者が犯人であることの明白性が担保できる程度の時間的・場所的接着性が認められるかを、事案に即して具体的に検討するとよい。

メモ「間がない」の要件は、最終的に要件③の犯罪と犯人の明白性の要件を判断するために、212条2項各号の要件と相關的に具体的事案ごとに判断することになる。犯行と逮捕までの時間が何分以内・何時間以内までならよいか、犯行場所と逮捕場所が何メートル以内ならよいなどというような形式的な事情のみから判断することはできない。

例えば、犯行から約1時間40分が経過し、犯行場所から約4キロメートル離れた場所まで逃げたとしても、212条2項各号の事由を消さないまま、犯行場所から公道を逃走し続けていた場合は、犯罪と犯人の明白性が客観的に担保できないほど、時間的場所的接着性が失われたとはいえないため、犯罪と犯人の明白性の要件を認定する前提として「間がない」の要件を充足する余地がある。この点については、**和光大学内ゲバ事件**を参照。

結局、「間がない」といえるかは、時間的距離的接着性を重要な考慮要素として、犯罪と犯人の明白性が客観的に担保されているため誤認逮捕のおそれがないとの準現行犯逮捕が令状主義の例外として無令状による逮捕を許容している趣旨を充足しうるかという観点から、事案に則して実質的に判断するしかない。

・参考

「罪を行い終わってから間がない」の要件の「間がない」とは、「時間的に極めて接着していることを意味する。本来時間的概念であるが、その内容として場所的接着性も考慮される。」と解されている。これは「柔軟な相対的概念であるばかりか、準現行犯自体が価値的な概念であるため、時間的な基準だけで判断することは困難である。結局は、犯行との時間的・場所的關係、犯人の挙動、所持品、犯罪の態様や結果などを総合して、そこから犯罪と犯人の明白性が合理的に認定できるかという観点から判断せざるをえない。」との指摘が参考になる（新・コンメンタール 刑事訴訟法 第3版 後藤昭・白取祐司 日本評論社 536）。

- ・実体的な要件の全体的な考え方 ←現行犯逮捕のものだが、準現行犯逮捕の明白性にも妥当することなので紹介する。

現行犯人は無令状で逮捕できるとしている213条の**根拠**は、「第1に、犯罪が現に行われているか、あるいは行われた直後であり、逮捕する者から見て、犯罪があったこと及び犯人が誰であるかが明白で誤認のおそれが少ないこと、第2に、その場で逮捕する緊急の必要性が高いこと」に求められるとの指摘がある。その上で、第1の根拠から、「現行犯であるといえるためには、逮捕者にとって、犯罪と犯人が明白でなければならない。つまり、(a)犯罪が行われていること、又は行われたことの明白性と、(b)逮捕される者（被逮捕者）が犯人であることの明白性が備わっている必要がある。」とし、「そのことが、条文上は、『現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった』という言葉で示されている」との指摘がある。この2つの明白性を合わせて、**犯罪と犯人の明白性**と呼ぶことがある。さらに、犯行から時間が経過するにつれて犯罪の痕跡が消滅するため、「一定の時間が経つと犯罪と犯人の明白性を肯定することが困難になる。『現に罪を行い終わった』という文言は、その意味での**時間的な枠**を定めるという機能も有している」との指摘がある。この点について、212条1項の「現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者」との要件は、**犯罪の現行犯性**と呼ばれることがある。

引用：判例講座 刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕 川出敏裕 立花書房 60頁

- ・準現行犯逮捕の**実体的要件の判断構造**

現行犯や準現行犯が**令状主義の例外**として無令状で逮捕することが許容されている**根拠**は、逮捕を行う者が、いずれも逮捕時の客観的な状況から被逮捕者が特定の犯罪の犯人であることが明白と判断でき誤認逮捕のおそれがないといえるところに求められる（判断の客観性の担保）。**もっとも、準現行犯**は、現行犯のように「現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった」状況にはないから、「罪を行い終わってから間がない」との要件に加えて、212条2項各号の要件により、被逮捕者が特定の犯罪の犯人であることの明白性の担保が図られている。○

上記根拠を踏まえると、①特定の犯罪との関係における**212条2項の各号の事由の該当性**が認められること、及び、②犯行と逮捕との間の時間的場所的接着性から「罪を行い終わってから間がない」と認められることから〔①と②を踏まえて〕、③被逮捕者が犯人であることが誤認逮捕のおそれのないくらいに**明白で「明らか**」といえれば、無令状逮捕としての準現行犯逮捕は適法といえると解されている。●

論文試験では、上記のような実体的な要件構造を踏まえて、まず、①と②に該当する事実を抽出してそれら事実が①と②の各要件に該当することについて法的評価を加えて示した上で、それらのことから③犯罪と犯人の明白性が肯定できると評価できれば、準現行犯逮捕の実体的要件が満たされると論じるとよい。

*本問の事案の着眼点① ～ 212条2項各号の事由

- ・犯人の1人の特徴と一致する甲が被害品と特徴の一致するバッグを持っていた事実から、212条2項2号の「贓物」を所持しているときに該当する。
- ・犯人の1人の特徴と一致し被害品と特徴が一致するバッグを所持する甲がPらに声を掛けられて逃走した事実は、212条2項4号の「誰何されて逃走しようとするとき」に該当する。

メモ：212条2項各号の事由は、職務質問の適法要件である警職法上の不審事由と異なり、特定の犯罪との結びつきが認められることが必要となる。各号の該当性は、誤認逮捕のおそれがないかという観点から、問題文の事情具体的に指摘して評価を加えて論じる必要がある。上記の指摘に加えて、さらに、甲と犯人を結びつける事情があると思ったら、その事実を指摘して論じると、さらに点数が上がる。

*本問の事案の着眼点② ～ 「罪を行い終わってから間がない」

- ・事件の発生は午後2時頃、犯人らと特徴が一致する男2名がV方マンションの出入口付近から走り去ったのは午後2時1分頃、Pらが甲を発見したのは午後4時頃、Pが甲を逮捕したのは午後4時3分頃であるため、事件発生と逮捕との間は約2時間も空いている。犯行現場と逮捕現場も直線距離で約5キロメートル離れている。

以上の本問の事案は、時間や距離にまあまあの間隔があったものの212条2項各号が複数存在する状況の下での準現行犯逮捕を適法とした和光大学事件の事案と比べて、時間や距離が微妙に長くなっている。試験考査委員は、あえてこのような事案を出題したのであろう。この微妙な違いが、結論に影響するだろうか。

この点、「間がない」との要件は、その文言から時間的接着性を中心に判断するにしても、犯罪と犯人明白性を担保するためであることを踏まえて実質的に検討されるべきものである。甲には、212条2項2号と4号と複数の事由が認められ、さらに、2人組みの犯人のもう1人と特徴が一致する乙と一緒にいたことを併せ考慮すると、本問における時間的、場所的間隔があるにもかかわらず、「罪を行い終わってから間がない」との要件の充足性を肯定することは可能であると思われる。

- ・参考判例 **和光大学内ゲバ事件** (内ゲバ=内部ゲバルト [組織内部の暴力的抗争] の略) 昭和60年2月5日午後1時50分頃から同2時20分頃までの間、東京都町田市の和光大学の構内において、被告人らが、革マル派に所属する者らと共謀の上、中核派の構成員や同調者に対し、竹ざお、鉄パイプ等で顔面等を多数回殴打して傷害負わせたという和光大学内ゲバ事件が発生した。本件では、着衣が汚れ、顔面に新しい傷跡がある等の被告人

らを警察官が発見した場所と犯行場所とが約4キロメートル離れており、犯行から逮捕までの時間が約1時間から1時間40分も離れており、準現行犯逮捕の適法要件として要求される時間的場所的な接着性が肯定されるかにつき疑問が残らないわけではないが、〔①〕被逮捕者に212条2項各号の該当事由が複数認められることや、〔②〕逮捕者が無線情報を逐次受けており犯人を捜索・追跡していたという事情が考慮されて時間的場所的な接着性が肯定され、〔③〕これら事情から明白性の要件が肯定され、本件逮捕が準現行犯逮捕として適法と判断されたと分析されている。

***本問の事案の着眼点③ ～「明らか」(犯罪と犯人の明白性)**

前掲の着眼点①と②を踏まえて、212条2項2号と4号に当たる甲が、本件事件の罪を行い終わってから間がないと「明らか」に認められるかについて、受験生各自が評価した上で結論を示すことになる。

個人的には、本問では、「明らか」といえることを肯定してよいように思える。このように考えた場合は、本問①の逮捕は適法といえることになる。

*なお、明文にはないが、不必要な捜査により人権侵害をすることは許さないため、準現行犯逮捕が適法といえるには逮捕の必要性(罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれ)が認められることは必要と解されている。この問題は、212条1項の現行犯逮捕のところで学習しているはずである。ただ、試験時間と紙面が不足するのを防止するために、答案上は、逮捕の必要性があるのかないのか微妙な事案ではこの問題を展開すればよい。そうした事案では、まさにこの問題がメイン論点の1つなるからである。

なお、本問はそのような事案ではないので、明文にない要件について、わざわざ自分で問題提起してこの問題について大展開する必要はない。

***LEC スタッフ作成答案を読むときの注意点 ! ★**

スタッフ作成の答案をみるとわかるが、犯罪と犯人の明白性を比較的早いうちに肯定しておきながら、時間的接着性がないことを理由に本件逮捕を違法としている。犯罪と犯人の明白性は、時間的接着性も込みで肯定される概念なので、スタッフ作成の答案の書き方だと、準現行犯逮捕の適法性の判断枠組みをどのように理解しているのかが伝わってこない。H25司法論文の採点実感において酷評されていることをあえてやってしまった答案のようにみえる。

(2) 設問2の分析

・設問2の問題文の形式の分析

〔設問2〕は「②の措置の適法性について論じなさい。」との形式となっており、②の内容として「②Rは、S弁護士に対し、接見は翌日の午前9時以降にしてほしい旨伝えて通話を終えた上、予定どおり甲を連れて実況見分に向かった。」と記載されている。このことから、設問2では、接見指定の適法性が問われていることが分かる。

・接見指定の適法性の判断枠組みの基本的な考え方については、平成29年度の司法試験の出題の趣旨や試験考査委員の採点実感で公表されているので、これらを意識した記載をすると、意識していない受験生と比べて、相対的に順位を上げられる。

・司法論文H28 設問2 (採点実感・抜粋)

刑事訴訟法第39条第3項本文とただし書の条文構造を正確に理解せず、接見指定の要件の問題と同要件が充足された場合の指定の内容に関する問題の区別が曖昧な答案が見受けられた (以下略)。

・接見指定の適法性の判断枠組みについて参考になる基本知識を以下に抜粋しておく。なお、こうした基本知識の学習は、矢島の速修インプット講座(2022年合格目標)の刑事訴訟法の科目で取り扱う。

・接見交通権とは、身体の拘束を受けている被疑者・被告人が、弁護士又は弁護士を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者(弁護士でない者にあつては、第31条第2項の許可があつた後に限る。)と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる権利をいう(39I)。接見交通権は、弁護士依頼権を保障する憲法34条の趣旨にのっとり設けられたもので憲法の保障に由来するものである(最判昭53.7.10, 最大判平11.3.24)。

接見指定が適法といえるには(接見指定の適法要件)は、①接見指定ができる場合に該当し(接見指定の要件を充足すること・39III本)、②接見指定の内容が被疑者の防御を不当に制限しないこと(接見指定の内容の合理性・39III但)が認められることが必要である。すなわち、接見指定の要件を定める刑訴法39条3項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員(司法警察員及び司法巡査)は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第1項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならない。」としている。39条3項本文は、接見

指定ができるか否かということに関わる**接見指定の要件**を規定する。**同項但書**は、接見指定の要件を満たし接見指定できることを前提に**指定の内容の合理性**を要求する。

* 39条3項**本文**の**接見指定**を発動するための**要件**

〔論証例〕 39条3項**本文**の**接見指定**を発動するための**要件** オリジナル論証例

身体の拘束を受けている者は弁護人または弁護人となろうとする者と立会人なく接見する接見交通権を有しているが（39条1項）、検察官等は、**捜査のため必要**があるときは、公訴の提起前に限り、接見の日時等を指定することができる（39条3項**本文**）。接見交通権は、憲法34条の弁護人依頼権に由来する重要な権利であることから、接見指定は、捜査の必要性と接見交通権との調整を図るための例外措置といえる。そこで、「**捜査のため必要**」があるときは、申出に沿った接見を認めると捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られると考える。捜査に顕著な支障が生ずる場合とは、現に被疑者を取調べ中であるときだけでなく、間近いときに取調べをする確実な予定がある場合も含まれる。

→本問では、公訴提起前に、甲の弁護人になろうとする弁護士Sが接見を申し出た当時、Rは、地図では説明できないが現場に行けば分かるとの甲の供述に基づき、もう1人の共犯者が投げ捨てたナイフを発見するために、甲を現場に案内させようとしていた。Sの希望する午後5時30分から30分間の接見を認めると、現場到着する頃には日が暮れてナイフの発見が困難になるし、当日中にナイフを発見しておかないと、逃走中の共犯者に回収されたり、あるいは、Vの腕を切り付けたことで血が付着したナイフを血の臭いに釣られた野犬などの野生動物が啜えて持ち去ったりするおそれがある。こうした事情から、Sの申出に沿った接見を認めると捜査に顕著な支障が生ずるといえるため、本問②の接見指定は、「捜査のため必要」があるときとして、39条3項本文の要件を充足する。

* 39条3項但書の接見の指定内容の合理性

〔論証例〕 39条3項但書の接見の指定内容の合理性 オリジナル論証例

「捜査のため必要」があるとの接見指定の要件を満たすときでも、指定内容の合理性が要求され、その内容が被疑者の防御権を不当に侵害するものであってはならない（39条3項但書）。とりわけ、逮捕直後の初回の接見は、取調べを受けるにあたって助言を得るための最初の機会であって、被疑者の防御の準備のために特に重要である。そこで、逮捕直後の初回の接見の申出を受け捜査官が接見指定をするにあたっては、弁護人となろうとする者と協議して、即時又は近接した時点での接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、これが可能なときは、即時又は近接した時点での接見を認めなければならない。このとき、取調べを理由として前記時点での接見を拒否するような接見指定をすることは被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するものとして39条3項但書に違反し違法になると考える。

→本問は、逮捕直後の初回接見の申し出があった事案なので、**最高裁平成12年6月13日判決**を参考に解答すると、出題者の意図に沿った解答になることが容易に予想できる。この判例を参考にすると、接見指定が39条3項本文の要件を充足する場合でも、逮捕直後の初回接見の意義を重視して、「協議の上で、即時又は近接した時点での接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、これが可能なときは、即時又は近接した時点での接見を認めなければならない」ということになり、これが可能なのに、即時又は近接した時点での接見を認めないと、接見指定は39条3項但書に違反して違法となる。逆に言えば、捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、協議を踏まえて、できる限り近接した時点での接見を認めたといえれば、接見指定は、違法にならない。

この点に関して、Rは、Sに、これから甲を現場案内するため、午後8時以降に接見するよう伝えたが、Sは本日でだと午後5時からの30分しか接見できず、翌日なら、午前9時から接見できるが、何とか本日中に接見したいと述べている。前述のとおり、Sの申出どおりの接見を認めると、日が暮れてナイフの発見が困難となるなどの事情があることや、Rは、Sと協議を続けて、Sが本日中の接見を希望しながらも、翌日午前9時なら接見できると述べたことを踏まえて、翌日午前9時との接見指定をしたといえることを併せ考慮すると、本問②の接見指定は、Rにおいて捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、Sの申出を踏まえて、できる限り近接した時点での接見を認めたものといえる。したがって、本問②の接見指定は、

被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するものとはいえず、39条3項但書に違反せず、適法といえる。

・参考判例 **最判平 12.6.13** 接見指定の内容の適否

弁護人等の申出に沿った接見等を認めたのでは捜査に顕著な支障が生じるときは、捜査機関は、弁護人等と協議の上、接見指定をすることができるのであるが、その場合でも、その指定は、被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならないのであって（刑訴法39条3項ただし書）、捜査機関は、弁護人等と協議してできる限り速やかな接見等のための日時等を指定し、被疑者が弁護人等と防御の準備をすることができるような措置を採らなければならないものと解すべきである。

とりわけ、弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとっては、弁護人の選任を目的とし、かつ、今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言を得るための最初の機会であって、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されないとする憲法上の保障の出発点を成すものであるから、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要である。したがって、逮捕直後の初回の接見の申出を受けた捜査機関としては、接見指定の要件が具備された場合でも、その指定に当たっては、弁護人となろうとする者と協議して、即時又は近接した時点での接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、これが可能なときは、留置施設の管理運営上支障があるなど特段の事情のない限り、犯罪事実の要旨の告知等被疑者の引致後直ちに行うべきものとされている手続〔例：弁解録取の手続〕及びそれに引き続き指紋採取、写真撮影等所要の手続を終えた後において、たと比較的時間であっても、時間を指定した上で即時又は近接した時点での接見を認めるようにすべきであり、このような場合に、被疑者の取調べを理由として右時点での接見を拒否するような指定をし、被疑者と弁護人となろうとする者との初回の接見の機会を遅らせることは、被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するものといわなければならない。

関連問題：司法論文 H28 設問 2，予備論文 R3 設問 2

【2022年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～⑧】

～ここでは講師紹介の一環として私矢島が担当している主な講座を紹介しています～

*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2022年合格目標のもので、2022年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。全て通学クラス・通信クラスが選べます。

- ① **矢島の速修インプット講座** (2021年5月25日～8月31日に新規収録)
- ② **矢島の論文完成講座** (2021年9月14日～12月25日に新規収録)
- ③ **矢島のスピードチェック講座** (2022年1月5日～1月26日に新規収録)
- ④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座** (2022年2月23日～3月30日に新規収録)

① 矢島の速修インプット講座 (司法試験・予備試験の対策)

[必修7科目合計126時間・1回の講義は3.5時間・全36回]
合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できるだけの正確な理解に基づく真の学力を身につけるための講座です。講義の際は、試験対策上、理解しておけば足りるところと、理解した上で記憶までしておかなければならないところを明確に指摘するので、講義を受講し終えたときに、何をどの程度まで復習すべきかが明確に把握できるように工夫をしています。これからインプット学習を始める受験生はもちろん、これまでどこかでインプット学習をした経験があるのに、結局、試験に必要な学力が身につけていなかったという受験生でも、この講座の講義を聴いて復習すれば確実に前に進むことができます。

② 矢島の論文完成講座 (司法試験・予備試験の対策)

[必修7科目合計120時間・1回の講義は4時間・全30回]
インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。取り扱う問題は、司法試験の過去問がメインとなりますが、法的思考能力を磨くのに有益な予備試験の過去問や、必要に応じてオリジナル問題を取り扱うことがあります。

③ 【直前対策講座】矢島のスピードチェック講座（司法試験・予備試験の対策）

〔必修7科目合計51時間・1回の講義の時間は科目ごとに異なる〕

〔民法11h, 刑法10h, 憲法・会社法・民訴法・刑訴法・行政法は各6h〕

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。また、矢島の速修インプット講座で取り扱った事項のうち特に重要度が高いものを中心に効率よく復習して理解と記憶を深めることができるので、合格に必須の最重要事項について、試験直前期の最終チェックをするのに最適の講座です。

④ 【直前対策講座】矢島の最新過去問&ヤマ当て講座

〔必修7科目×3.5時間＝合計24.5時間・全7回〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の論文過去問は、最近の試験考査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と矢島作成の解答例を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものかをイメージできるように、しっかりと講義していきます。各科目の講義の後半では、今回実施予定の司法試験の論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は司法試験を題材としていますが、試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解して、司法試験で出題される論点の題材にして法的思考能力を磨くことは、予備試験の受験にも役立つため、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。また、ヤマ当て講座の講義の質が高いので、ヤマに関係なく学力向上に役立ちます。

⑤ 短答試験対策のための講座「矢島の短答対策シリーズ」の一覧

〔以下の全科目を新規収録して2021年1月上旬に配信開始〕〔通信クラスのみ〕

家族法〔6時間〕（司法試験・予備試験の対策）

商法総則・商行為・手形法〔4時間〕（予備試験の対策・論文に必要な知識も修得）

会社法〔4時間〕（予備試験の対策）

民事訴訟法〔4時間〕（予備試験の対策）

刑事訴訟法〔4時間〕（予備試験の対策）

行政法〔4時間〕（予備試験の対策）

憲法統治〔6時間〕（司法試験・予備試験の対策）

注：「憲法統治」だけは、LECが出版・販売している「完全整理択一六法・憲法」を用います。それ以外の講座は、矢島作成のオリジナルテキストを用います。

⑥ 【直前対策講座】矢島の法律実務基礎科目〔民事・刑事〕〔18時間〕

（予備試験の対策）（毎年新規収録して6月上旬に配信開始）〔通信クラスのみ〕

〔民事 1コマ3時間×3回＝9時間，刑事 1コマ3時間×3回＝9時間〕

本講座は予備試験の法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的とした直前対策用の講座です。本講座を利用することで、短答式試験が終了した後でも、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。なお、講義の内容は司法研修所が採用する見解に準拠しているため、司法修習の導入講座としても有益です。講義での主な取扱い事項は次のとおりです。

- (1) 民事・刑事ともに合格に必要な能力を修得するのに最適な論文過去問を題材に将来の試験に役立つように思考方法を矢島作成の解答例で徹底解説
- (2) 民事のインプット講義として、民事事実認定の基本的なルール、要件事実、民事保全法、民事執行法
- (3) 刑事のインプット講義として、刑事事実認定の基本的なルール、刑事実務に関する試験で問われやすい基本知識（勾留、接見禁止、保釈、公判前整理手続、証拠調べ手続の実務基礎、その他）
- (4) 民事・刑事ともに論文試験、口述試験で出題頻度が高い弁護士倫理

⑦ 司法試験・予備試験の選択科目の対策 ～労働法のインプット&論文対策

(1) 矢島の労働法〔選択科目総整理講座〕〔24時間〕

（毎年新規収録して6月中旬に配信開始）〔通信クラスのみ〕

本講座は、まず、矢島の体系整理テキスト労働法（毎年改訂）を使用して、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ3時間で5コマ実施します。次に、司法試験の論文過去問と矢島作成の解答例を題材に労働法の合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ3時間で3コマ実施します。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

(2) 【直前対策講座】矢島の直前対策スピードチェック労働法〔6時間〕

～試験直前期にここだけは特に深い理解しておきたい分野の最終チェック

（パンフレットに未掲載・WEBで告知予定）（2022年3月頃に水道橋で通学・通信）

労働法の学習は一通りしたものの、試験直前期になんとなく不安が残るという受験生が自信をもって試験本番に臨めるように、労働法の事例処理の核となる重要論点に的を絞って総復習をします。「矢島の労働法」の受講生にとっても試験直前期に特に意識を集中すべき事項に的を絞って確実に復習できるため、安心して試験に臨めます。

⑧ **矢島ゼミ** [2022年1月15日開講 合計17回]

答案添削，個別面談，合格に直結する実践的な知識の修得に必要な講義，合格に必要な重要事項の理解度や記憶の定着度の口頭チェックなど，合格に必要な指導を私矢島が直接行います。ゼミの際は，私も受講生と机を並べて一緒に答案を手書き作成してお手本を示してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。2022年度合格目標の矢島ゼミは，2022年1月15日(土)から4月30日(土)まで毎週土曜日，及び，5月2日(月)の合計17回で，水道橋本校で実施する予定です。

* **毎回の矢島ゼミの標準的なメニュー(1)～(5)**

(1) **個別面談**

過去問答練の答案を主な資料として私が口頭でアドバイスをします。希望があれば，ゼミ生の個人的な学習スケジュールの構築など幅広く相談に乗ります。

(2) **過去問答練** (司法試験の過去問の一部又は改題を用いた答練)

私もゼミ生と一緒に教室内で答案を手書きしてその答案のコピーを配布した後に質疑応答の時間を設けます。質疑応答を通じて，試験考査委員に評価される答案の書き方を修得していきます。過去問答練でゼミ生が書いた答案はゼミ終了後に回収して私が添削した上で，次回ゼミの個別面談で返却します。これまでの約10年間のゼミの経験則上，過去問答練で毎回「A」評価を受けて，そのうち2回に1回「A+」評価を受ける程度の学力があるゼミ生はほぼ確実に合格しているのでこれを目標に頑張ってください。

(3) **答案作成特訓**

上記(2)の過去問答練で扱っていない問題のうち，今期の受験対策上，検討しておくよさそうな問題を題材に答練をします。題材として，オリジナル問題，予備試験の問題，過去問答練で扱わなかった司法試験の過去問などを用います。答案作成特訓においても過去問答練と同様，私がゼミ生と一緒に答案を手書きして答案のコピーを配布した後に質疑応答の時間を設けます。

(4) **論証その他試験に必要な知識の修得特訓**

記憶をすることに特化した矢島ゼミのオリジナル論証集を題材に，毎回，記憶すべき事項を計画的に記憶していってもらいます。オリジナル論証集は，必修7科目のものを1週間で記憶できるだけの分量のものに分断したものを毎回のゼミで少しずつ配布していきます。配布した論証集については，次回のゼミまで記憶してくることを課題として，ゼミの冒頭で，口頭にて記憶の確認テストを実施します。

(5) **短答確認テスト**

毎回ゼミの最後に事前に範囲指定した短答の過去問テストを実施し，ゼミ生の解答内容を私が直接確認した上で，全問正解できたゼミ生から順次帰宅することができます。ゼミ終了後に何か質問したいことがある場合はそのまま教室で待機することができます。

目次

行政法	2
1 行政法の問題文（下線や太字で装飾したもの）	2
2 行政法の出題の分析	6
(1) 設問1の分析	6
(2) 設問2の分析	8
刑事訴訟法	10
1 刑事訴訟法の問題文（下線や太字で装飾したもの）	10
2 刑事訴訟法の出題の分析	12
(1) 設問1の分析	12
(2) 設問2の分析	18
【2022年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～⑧】	22

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU21638